第五十七条第一号中「第七条第六項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第十条第三項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第十条の二第九項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定　公布の日

二　次条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　この法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「新法」という。）第三十一条の二十二の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新法第三十一条の二十三において準用する新法第五条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　前項の規定による申請に係る許可申請書又は添付書類であって虚偽の記載のあるものを提出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3　法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

（経過措置）

第三条　次の各号に掲げる営業に関し、この法律による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は旧法の規定によりされている許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

一　旧法第二条第一項第一号又は第二号に該当する営業　新法第二条第一項第一号に該当する営業

二　旧法第二条第一項第三号に該当する営業で新法第二条第一項第二号に該当するもの又は旧法第二条第一項第五号に該当する営業　新法第二条第一項第二号に該当する営業

三　旧法第二条第一項第六号に該当する営業　新法第二条第一項第三号に該当する営業

四　旧法第二条第一項第七号に該当する営業　新法第二条第一項第四号に該当する営業

五　旧法第二条第一項第八号に該当する営業　新法第二条第一項第五号に該当する営業

2　前項各号に掲げる営業を営む者が当該営業に関し、この法律の施行前にした法令若しくは旧法に基づく条例の規定、旧法に基づく処分又は旧法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為は、新法第二十五条及び第二十六条の規定の適用については、それぞれ当該各号に定める営業を営む者が当該営業に関し、法令若しくは新法に基づく条例の規定、新法に基づく処分又は新法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律（附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（旅館業法の一部改正）

第六条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「接待飲食等営業」の下に「及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業」を加える。

（建築基準法の一部改正）

第七条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

別表第二(ち)項第二号及び(る)項第三号中「、ダンスホール」を削る。

第八条　建築基準法の一部を次のように改正する。

別表第二(へ)項第三号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表(と)項第三号(一)中「十リットル以上三十リットル」を「十リットル以上三十リットル」に改め、同号(二)中「〇・七五キロワット」を「〇・七五キロワット」に改め、同号(三)中「研磨機」を「研磨機」に、「乾燥研磨」を「乾燥研磨」に、「工具研磨」を「工具研磨」に改め、同号(四)の三中「研磨」を「研磨」に改め、同号(五)中「〇・七五キロワットをこえる」を「〇・七五キロワットを超える」に改め、同号(六)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットを超える」に改め、同号(七)中「二・五キロワットをこえる」を「二・五キロワットを超える」に改め、同号(九)中「十キロワットをこえる」を「十キロワットを超える」に改め、同号(十)中「めつき」を「メッキ」に改め、同号(十一)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットを超える」に改め、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの」を加え、同項第六号中「若しくは観覧場」の下に「、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加え、同表(ち)項第二号中「、ナイトクラブ」を削り、同表(る)項第三号中「、ナイトクラブ」を削り、同項第四号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表(わ)項中「若しくは観覧場」の下に「、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加える。

（酒税法の一部改正）

第九条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第二十二条第六号（禁止行為）」を「第二十二条第一項第六号（禁止行為等）」に、「第三十二条第三項」を「第三十一条の二十三（準用）及び第三十二条第三項」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の項中「、第十条の二第三項」を「並びに第十条の二第三項及び第五項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」に改める。

学校教育法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　太田　昭宏